

JETRO

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

## ブラジル 編

2011年3月



## 第6節 その他の権利

### 6.1. 商号

#### 6.1.1. 準拠法

商号の登記には、法令の中で特に、法律第 8934/94 号、規範的指令第 104/2007 号、及びブラジル民法（以下、「民法」）が適用される。

#### 6.1.2. 定義及び内容

商号とは、企業（*entrepreneur*）及び法人がその名称により業務を行い、関係行為における義務を負う名称である（DNRC [「ブラジル商業登記局」] 規範的指令第 104/2007 号第 1 条、民法第 1155 条）。単純な組合、結社及び社団の名称は法的保護の目的において商号に相当する（民法第 1155 条補項）。

商号は真実性（*veracity*）及び新規性の原則を遵守するものでなければならず、法律で義務付けられる場合には、法律上の会社形態を取っていなければならない。また道徳や公序良俗に反する表現を含むものであってはならない（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 4 条及びその項、法律第 8934/94 号第 34 条）。

新規性の原則に基づき、同一の連邦構成単位内には、同一又は類似の商号により業をなす企業が 2 以上存在することはできない（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 6 条）。すでに登録されている名称と類似又は同一である商号には、識別のために修正又は追加が行われなければならない（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 6 条第 1 項）。なお、ブラジルの連邦構成単位とは 27 連邦単位（26 州および連邦地区）に区分されており、企業名称については同一連邦単位では同一名称は存在しない。

さらに、真実性の原則に基づき、商号には会社の目的に含められていない活動を示す語句又は表現を含めることはできない（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 5 条第 2 項）。

企業の名称は、同じ登記簿に既に登記されている他の名称とは異なるものでなければならない。当該企業が既に登記されている他の名称と同一の名称である場合には、何らかの識別できる名称を追加しなければならない（民法第 1163 条補項）。

注意すべき点として、商号が譲渡できないことが挙げられる。もっとも、売買契約により認められている場合には、会社の買収者は、「承継人」の表示を付した上で、自己に先行する被買収者の名称を使用することができる（民法第 1164 条補項）。

#### 6.1.3. 登録

商号の保護は、企業の登記又は会社定款の提出により自動的に生じ、またその保護は各州の商業委員会の管轄権地域に限定される。あらゆる修正は商業委員会の登記簿で行われなければならない（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 11 条第 1 項）。

支社が他の州に開設される場合、保護は、商業委員会が発行する原登記の証明書を添えて、かかる州の商業委員会の当該支社に登記がされる時に開始される（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 11 条第 1 項）。

商号の保護の出願時には、企業の本社が所在する州の商業委員会に通知を行わなければならない（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 11 条第 2 項）。

また、ブラジル民法は商号の登記の規定を設けており、事業者及び企業の双方が商業委員会が所管する商事会社の公的登記簿に登記することを定めている。単なる法人は法人の民事登記簿に登記しなければならない、単なる法人が会社の形態の 1 つを採用する場合、その規則を遵守しなければならない（民法第 1150 条）。

#### 6.1.4. 申請できる者

商号の登記は、法律に基づき、新規性及び真実性の原則の検証を受け、企業が請求する。

適切な登記簿への企業若しくは法人の定款、又はそれぞれの注釈の付記登記は、特定の州内での当該名称に対する排他的権利を保障する（民法第 1166 条）。

## 6.2. ドメインネーム

### 6.2.1. 準拠法

ブラジルインターネット管理委員会（CGI.br）は、国内におけるすべてのインターネットサービスを調整、統合し、提供されるサービスの技術的な質、技術革新及び普及を促進するために、2003 年 9 月 3 日付の大統領決定第 4829 号により改正された 1995 年 5 月 31 日付の共同省令第 147 号により設置された（<http://www.cgi.br/sobre-cg/definicao.htm>）。

ドット BR 情報調整センター（NIC.br）（<http://www.nic.br/sobre-nic/nicbr.htm>）は、CGI.br の決定及び事業を実施するために設置された。その職権の一つとして、Registro.br（[www.registro.br](http://www.registro.br)）により、かつ決議 CGI.br 第 08/2008 号の規定に従って、「.br」を使用するドメインネームの登録及び管理がある。

### 6.2.2. 定義

ドメインネームは、コンピュータ群を特定するために使用されており、またインターネットアドレスの記憶を可能にするために作成された。

### 6.2.3. 申請できる者

利用可能なドメインネームの登録は、申請の時点で決議第 08/2008 号及びその附則に従って登録要件を満たす最初の申請者に許可される（決議 CGI.br 第 08/2008 号第 1 条）。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。